



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（生活安全安心課）…………… 1
- 市営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課）…………… 2
- 公金の収納に関する事務の委託（水産課）…………… 2
- 公金の支出に関する事務の委託（水産課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 3

公 告

- 人事行政の運営等の状況の公表（人事課）…………… 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（情報基盤整備課）…………… 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程の一部を改正する規程…………… 4

告 示

沖縄県告示第339号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和8年9月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宮古島市	令和8年11月16日（月曜日）午前10時から午後4時まで 令和8年11月17日（火曜日）午前10時から午後4時まで 令和8年11月18日（水曜日）午前10時から午後4時まで 令和8年11月19日（木曜日）午前10時から午後4時まで	沖縄県宮古合同庁舎
多良間村	令和8年11月5日（木曜日）午後1時から午後4時まで	多良間村役場

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

検査の最終受付時刻は、終了時刻の30分前とする。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宮古島市	令和8年11月2日（月曜日）から令和9年1月29日（金曜日）まで	特定計量器の取り付けてある土地又は建物その他工作物の所在の場所

多良間村	令和 8 年 11 月 2 日（月曜日）から令和 9 年 1 月 29 日（金曜日）まで
------	--

沖縄県告示第 340 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 52 条の 2 第 1 項の規定により、宮古島市長から申請のあった宮古島市仲原西地区農業基盤整備促進事業の換地計画について、令和 8 年 9 月 8 日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和 8 年 9 月 24 日から同年 10 月 22 日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第 341 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 8 年 9 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡久米島町字鳥島清水 122 番 3、122 番 4、134 番 2
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 土地改良事業用地とするため

沖縄県告示第 342 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和 8 年 9 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 沿岸漁業改善資金貸付金に係る滞納元金及び違約金の収納事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 - (1) 名称 九州信用漁業協同組合連合会
 - (2) 所在地 福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目 4 番 19 号
- 3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日 令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

沖縄県告示第 343 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金の支出に関する事務を委託した。

令和 8 年 9 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した支出事務 沿岸漁業改善資金貸付金に係る貸付金の支出事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 - (1) 名称 九州信用漁業協同組合連合会
 - (2) 所在地 福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目 4 番 19 号

- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和8年4月1日
- 4 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

沖縄県告示第344号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局宮古圏域農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年9月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市城辺西里添
- 2 公共測量を実施する期間 令和8年9月10日から同年12月14日まで
- 3 作業種類 公共測量（用地測量）

沖縄県告示第345号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南城市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年9月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 南城市大里仲間
- 2 公共測量を実施する期間 令和8年8月27日から令和9年3月12日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により、令和7年度における人事行政の運営等の状況を別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和8年9月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和8年9月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県IT資産管理システム賃貸借（設置及び設定を含む）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部情報基盤整備課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和8年8月3日
- 4 落札者の名称及び所在地 リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部沖縄支社沖縄営業部 部長 菊池晃空 那覇市寄宮1丁目3番37号
- 5 落札金額 37,004,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年6月19日

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和8年9月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和 8 年 8 月 18 日
 (2) 商号名 神里工業株式会社
 (3) 代表者名 神里要
 (4) 所在地 沖縄市比屋根四丁目 2 番 10 号
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-4）第 14413 号
 (6) 処分の内容 建設業法第 29 条第 1 項第 2 号の規定に基づく許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 当該建設業者の代表取締役が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 208 条の罪により、令和 5 年 8 月 4 日に罰金 10 万円の略式命令を受け、同月 23 日にその刑が確定した。このことは、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和 8 年 8 月 18 日
 (2) 商号名 株式会社與那下
 (3) 代表者名 與那下将輝
 (4) 所在地 うるま市高江洲 975 番地 2
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-6）第 13808 号
 (6) 処分の内容 建設業法第 29 条第 1 項第 2 号の規定に基づく許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 当該建設業者の代表取締役が、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）による改正前の刑法第 204 条及び第 249 条第 1 項等の罪により、令和 7 年 9 月 11 日に懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を受け、同月 26 日にその刑が確定した。このことは、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 3 月 17 日 沖縄県指令土第 260 号、令和 7 年 9 月 26 日 沖縄県指令土第 700 号（変更）、令和 8 年 8 月 27 日 沖縄県指令土第 633 号（変更）
 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市玉城字堀川穴川原 690 番及び 691 番ほか 5 筆のそれぞれの一部（1 工区）
 3 公共施設 道路
 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都港区三田三丁目 4 番 17 号 株式会社ヒューマンエンパ
 ワーメント 代表取締役 池田宏一郎
 5 検査済証番号 令和 8 年 9 月 8 日 第 5064 号
 6 工事完了年月日 令和 8 年 9 月 1 日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第 9 号

沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 18 日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程（平成 31 年沖縄県病院事業局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	G 勤務	午前 8 時 30 分から午後 2 時 45 分まで	午後 0 時から午後 0 時 30 分まで
---	------	----------------------------	-----------------------

を

「

	G 勤務	午前 8 時 30 分から午後 2 時 45 分まで	午後 0 時から午後 0 時 30 分まで
中部病院検査科に勤務する臨床検査技師	日 勤	午前 7 時 30 分から午後 4 時まで	午前 11 時 30 分から午後 0 時 15 分まで
	日 勤	午前 8 時から午後 4 時 30 分まで	午前 11 時 45 分から午後 0 時 30 分まで
	日 勤	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで
	準夜勤	午後 4 時から翌日の午前 0 時 30 分まで	午後 7 時 30 分から午後 8 時 15 分まで
	準夜深夜勤	午後 4 時から翌日の午前 8 時 30 分まで	午後 11 時 45 分から翌日の午前 0 時 45 分まで
	深夜勤	午前 0 時から午前 8 時 30 分まで	午前 3 時 30 分から午前 4 時 15 分まで
中部病院放射線技術科に勤務する診療放射線技師	早番 1	午前 7 時 30 分から午後 4 時まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで
	早番 2	午前 8 時から午後 4 時 30 分まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで
	日 勤	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで
	遅番	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで
	時差	午後 1 時から午後 9 時 30 分まで	午後 4 時から午後 4 時 45 分まで
	準夜勤	午後 4 時から翌日の午前 0 時 30 分まで	午後 7 時 30 分から午後 8 時 15 分まで
	準夜深夜勤	午後 4 時から翌日の午前 8 時 30 分まで	午後 11 時 45 分から翌日の午前 0 時 45 分まで
	深夜勤	午前 0 時から午前 8 時 30 分まで	午前 4 時 15 分から午前 5 時まで
中部病院臨床工学科に勤務する臨床工学技士	早番	午前 7 時から午後 3 時 30 分まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで
	早番	午前 7 時 30 分から午後 4 時まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで
	日 勤	午前 8 時から午後 4 時 30 分まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで
	日 勤	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで
	日 勤	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで
	遅番	午前 10 時から午後 6 時 30 分まで	午後 1 時 15 分から午後 2 時まで
	遅番	午前 11 時から午後 7 時 30 分まで	午後 1 時 15 分から午後 2 時まで
	遅番	午後 0 時から午後 8 時 30 分まで	午後 1 時 15 分から午後 2 時まで
	準夜深夜勤	午後 4 時から翌日の午前 8 時 30 分まで	午後 11 時 45 分から翌日の午前 0 時 45 分まで

に、「救急室に勤務する看護師」を「救急室に勤務する看護師及び准看護師」に、

「

八重山病院看護部 4 階東病棟、4 階西病棟、3	日 勤	午前 8 時から午後 4 時 30 分まで	午前 8 時から午後 4 時 30 分までの間の 45 分
--------------------------	-----	-----------------------	-------------------------------

階東病棟、3階西病棟、2階東病棟、こころ科病棟、HCU、NICU及びGCUに勤務する看護師	日勤 A	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間の 45 分
	長日勤	午前 8 時から午後 8 時 30 分まで	午前 8 時から午後 8 時 30 分までの間の 60 分
	夜勤	午後 8 時から翌日の午前 8 時 45 分まで	午後 8 時から翌日の午前 8 時 45 分までの間の 60 分
	時差	午前 11 時から午後 7 時 30 分まで	午前 11 時から午後 7 時 30 分までの間の 45 分
	時差	午後 0 時から午後 8 時 30 分まで	午後 0 時から午後 8 時 30 分までの間の 45 分

を「

八重山病院検査科に勤務する臨床検査技師、放射線技術科に勤務する診療放射線技師、リハビリテーション室に勤務する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士並びに臨床工学科に勤務する臨床工学技士	日勤	午前 6 時 30 分から午後 3 時まで	午前 6 時 30 分から午後 3 時までの間の 45 分
	日勤	午前 7 時 30 分から午後 4 時まで	午前 7 時 30 分から午後 4 時までの間の 45 分
	日勤	午前 8 時から午後 4 時 30 分まで	午前 8 時から午後 4 時 30 分までの間の 45 分
	日勤 A	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間の 45 分
	長日勤	午前 8 時 30 分から午後 6 時まで	午前 8 時 30 分から午後 6 時までの間の 45 分
	長夜勤	午後 4 時から翌日の午前 9 時まで	午後 4 時から翌日の午前 9 時までの間の 60 分
	長夜勤	午後 5 時から翌日の午前 9 時まで	午後 5 時から翌日の午前 9 時までの間の 60 分
八重山病院看護部 4 階東病棟、4 階西病棟、3 階東病棟、3 階西病棟、2 階東病棟、1 階病棟、HCU、NICU 及び救急室に勤務する看護師	日勤	午前 8 時から午後 4 時 30 分まで	午前 8 時から午後 4 時 30 分までの間の 45 分
	長日勤	午前 8 時から午後 8 時 30 分まで	午前 8 時から午後 8 時 30 分までの間の 60 分
	日勤 A	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間の 45 分
	時差	午後 1 時から午後 9 時 30 分まで	午後 1 時から午後 9 時 30 分までの間の 45 分
	準夜勤	午後 4 時から翌日の午前 0 時 30 分まで	午後 4 時から翌日の午前 0 時 30 分までの間の 45 分
	長夜勤	午後 4 時から翌日の午前 8 時 30 分まで	午後 4 時から翌日の午前 8 時 30 分までの間の 60 分
	夜勤	午後 8 時から翌日の午前 8 時 45 分まで	午後 8 時から翌日の午前 8 時 45 分までの間の 60 分
	深夜勤	午前 0 時から午前 8 時 30 分まで	午前 0 時から午前 8 時 30 分までの間の 45 分

に改める。

附 則

この規程は、令和8年9月24日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地